

第25期 第10回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和6年4月26日(金曜日) 午後1時30分～午後2時30分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎2階 北会議室				
出席農業委員	寒河江 一富	今泉 宏治	早勢 光明	野村 真理子	計6名
	嶺野 眞弓	堀 勝			
欠席委員	中岡 亮太				計1名

審議事項

報告第1号 苫小牧市農業委員会事務局職員の任免について

令和6年3月31日	(併任解除) 事務局次長	伊藤 辰夫	
	(退職) 主査	久保 千鶴	
	(任期满了) 主事	三木 弥生	
令和6年4月1日任用	(併任) 事務局次長	紺世 知彦	
	(併任) 主査	瓜生 健児	
	(併任) 主査	宮下 知之	
	(併任) 主任主事	片山 涼太	
	(併任) 主事	細矢 麻衣子	

審議結果

原案承認

報告第2号 令和6年度農業委員会費の予算について

1 歳入

科 目	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	比較増減	内 容
農業手数料	29,000	28,000	1,000	現況証明、その他証明手数料
農業費道補助金	1,768,000	1,232,000	536,000	農業委員会交付金 機構集積支援事業補助金 農地利用最適化交付金事業費
雑入	209,000	179,000	30,000	農業者年金業務委託手数料、他
市費	5,093,000	5,216,000	▲123,000	
計	7,099,000	6,655,000	444,000	

2 歳出

科 目	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	比較増減	内 容
報酬	5,352,000	5,352,000	0	委員報酬
報償費	0	22,000	▲22,000	表彰記念品
旅費	901,000	657,000	244,000	費用弁償、視察研修、諸会議
需用費	184,000	198,000	▲14,000	消耗品費
役務費	218,000	229,000	25,000	郵便料、タブレット通信費ほか
使用料及び賃借料	339,000	92,000	211,000	視察研修バス借上げ、会場借上げ
負担金及び交付金	105,000	105,000	0	農業会議、胆振地方農業委員会連合会
計	7,099,000	6,655,000	444,000	

審議結果

原案承認

報告第3号 現況証明願の専決処分について

	所在地番	登記地目	農地台帳地目	面積 (㎡)	申請者 (所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
1	苫小牧市 字錦岡 332 番 119 の内	原野	登録なし	4,063 の内 678	■■■■市字■■■ ■■■■番地の■■■ ■ (株)■■■■ 代表取締役 ■■ ■■■■	売買の 為	農地採 草放牧 地以外	農業委員 中岡 亮太 野村 真理子 堀 勝 嶺野 真弓 推進委員 藤澤 純 横山 裕二 羽原 吉一
2	苫小牧市 ときわ町 4丁目4番7	牧場	登録なし	238	■■■■市■■町 ■■丁目■■番■■号 土地家屋調査士 ■■ ■■■ (■■ ■■■)	地目変 更の為	農地採 草放牧 地以外	農業委員 野村 真理子 堀 勝
3	苫小牧市 字錦岡 34 番 2	畑	登録なし	330	■■■■市■■町 ■■丁目■■番 3 ■ 土地家屋調査士 ■■ ■■■ (■■ ■■■)	地目変 更の為	農地採 草放牧 地以外	推進委員 藤澤 純 横山 裕二

審議結果 原案承認

議案第1号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確認要件				
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件	農作業従事要件
(株) ■■■■■	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
(有) ■■■■■	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
(有) ■■■■■■■■	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
■■■■■■■■(株)	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
(有) ■■■■■■■■■■	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否

※農地所有適格法人要件確認書は別紙1～5

審議結果 原案可決

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借による権利の設定）

土地の表示				貸主の住所・氏名	借主の住所・氏名 設立年月日
所在・地番	地目		面積 (㎡)		
	登記	現況			
苫小牧市字樽前 141番1の内 142番1の内 143番の内 558番の内 144番1の内 154番1の内	原野 畑 畑 畑 畑 原野	畑 畑 畑 畑 畑 畑	2,382 2,461 9,294 909 7,380 17,326 (計 39,752)	■■■市 字■■■■番地 ■■ ■■ ■■ ■■ ■■ ■	■■■市字■■■ ■番地の■■ ■■■■(株) 代表取締役 ■■ ■ (S■■.■■.■■設立)
権利を設定しようとする理由の詳細				権利を設定しようとする契約の内容	
■■■周辺の土地の特徴として、表土に細かな火山礫が堆積する。そのため、この地より砂利採取後の跡地を埋戻しの際、作土の上部5cmを取り除き、埋戻し土として活用、取り除いた作土の下60cmほど表土として敷き均し、整地し優良な畑として復元する。				1) 設定の時期 許可日から 2) 権利の存続期間 許可日から1年間	
転用計画の詳細		資金・事業計画の詳細		備考	
1) 転用の目的 砂利採取 2) 転用の時期及び概要 許可日から1年間		1) 資金計画の内訳 自己資金 ■■■■■千円 2) 事業費の内訳 工事費 ■■■■■千円 道路補修費 ■■■千円 埋戻費 ■■■■■千円 諸経費 ■■■千円 土地使用料 ■■■■■千円 (■■■■千円)			

※農地法第5条調査書は別紙7

審議結果	原案可決
------	------

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について

議案第5号—1

整理 番号	R6-1	所有権の移転を受ける者		住 所	■■■■市字■■■■番地の■
				氏名又は名称	■■■ ■■
		所有権を移転する者		住 所	■■■■市字■■■■番地
				氏名又は名称	■■ ■■
所有権を移転する土地					所有権移転の内容
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	所有権の 登記の有無	利用目的
苫小牧市 字美沢	57番3 57番4 57番6 57番7 101番2	畑 畑 畑 雑種地 畑	21,486 27,297 49,514 1,227 23,516 (計 123,040)	有	畑
所有権の移転の内容					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所有権の 移転の時期	対価(円)	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し の時期	
令和6年 5月27日	■■■■■■■■円 (■■■■■■■■円/10a)	■■■■氏の 口座 に振込	令和6年 5月27日	令和6年 5月27日	
					売買

所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数			
■■■ ■■		男	48	360日			
移転を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農 用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	121,813	農 地	465,622.53	乳牛			
そ の 他	1,227						
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満 の者)		雇用労働力 (年間延日 数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男 2人	農業専従者		—	乳牛	130頭	トラクター ショベル ブロードキャスター マニアスプレッダー 他農機具	4台 1台 1台 1台 一式
	主として 農業に従 事する者						
農業 補助者		従として 農業に従 事する者					
女 2人			(人)				

※調査書は別紙8

議案第5号—2

整理 番号	R6-2	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■郡■■■町字■■■■■■番地■■■
				氏名又は名称	合同会社 ■■■■■■■■■■ 代表社員 ■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■■町■■■丁目■■番■■■号 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
				氏名又は名称	■■ ■■
所有権を移転する土地					所有権移転の内容
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	所有権の 登記の有無	利用目的
苫小牧市字樽前	315 番 1	畑・山林原野・道路	37,428	有	畑
	315 番 2	畑	2,481		
	315 番 3	畑	1,136		
	315 番 5	畑	902		
	366 番 36	畑	473		
	366 番 38	畑	468		
	366 番 41	畑	73		
	366 番 42	畑	239		
所有権の移転の内容					利用権設定等促進事業の 実施により成立する利用 権の設定等に係る当事者 間の法律関係
所有権の 移転の時期	対価 (円)	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し の時期	
令和6年 5月9日	■■■■■■■■円 (■■■■■■円/10a)	■■■氏の 口座に振込	令和6年 5月9日	令和6年 5月9日	
					売 買
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					所在地番
住 所		氏名又は名称	権原の種類		字樽前 315 番 3 315 番 5 366 番 41
■■■郡■■■町■■■■■■番地■■■		■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ (株)	地役権		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称			設 立 年 月 日		農 作 業 従 事 日 数			
合同会社 ■■■■■■■■■■ 代表社員 ■■ ■■			平成■■■年■■月■■日		—			
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)			主たる経営作目			
農 地	30,459	農 地	995,429 (市外含む)		肉用牛			
そ の 他	12,741	採草放牧地	249,959 (市外)					
所有権の移転を受ける者の世帯員 (構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			所有権の移転を受ける者 の主な家畜の飼養状況		所有権の移転を受ける者 の主な農機具の所有状況			
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量	
男	1 人	農業専従者	7 人 (5 人)	1,365 日	肉用牛 (黒毛和種)	361 頭	トラクター	2 台
		農業 補助者	主として 農業に従 事する者				人 (人)	トラック
女	1 人		従として 農業に従 事する者				人 (人)	
							ホイールローダー	1 台
							テッター	1 台
							デスクモア	1 台
							その他農機具	一式

※調査書は別紙9

議案第5号-3

整理 番号	R6-3	所有権の移転を受ける者		住 所	■■■■市字■■■■番地
				氏名又は名称	■■ ■
		所有権を移転する者		住 所	■■■■市■■■■丁目■■■■■■■■号
				氏名又は名称	■■ ■■■
所有権を移転する土地					所有権移転の内容
所 在	地 番	現況地目	面 積(㎡)	所有権の 登記の有無	利用目的
苫小牧市 字樽前	59番1	畑	38,072	有	畑
	65番1	畑・雑種地	20,582		
	96番31	畑	2,191		
	253番2	畑	9,733		
	263番	畑	9,752		
	275番	畑	9,586		
	279番	畑	9,203		
	280番	畑	9,203		
(計 108,322)					
所有権の移転の内容					利用権設定等促進事業 の実施により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係
所有権の 移転の時期	対価(円)	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し の時期	
令和6年 5月9日	■■■■■■■■■■円 (■■■■■■■■円/10a)	■■■■■■ 氏の口 座に振込	令和6年 5月9日	令和6年 5月9日	
					売買

所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数		
■■ ■		男	70	365日		
移転を受ける土地の面積(㎡)		現に耕作又は養畜の事業に供している農用地 の面積(㎡)		主たる経営作目		
農 地	107,330	農 地	224,481	肉用牛		
そ の 他	992					
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満 の者)	雇用労働力 (年間延日 数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男 3人	農業専従者	3人 (1人)	肉用牛	80頭	トラクター ロータリー 他農機具	5台 1台 一式
	主として 農業に従 事する者	人 (人)				
女 1人	従として 農業に従 事する者	人 (人)				

※調査書は別紙10

議案第5号-4

整理 番号	R6-4	所有権の移転を受ける者		住所	■■市■区■■条■■丁目■番 ■■■■■
				名称	合同会社 ■■■■■■ 代表社員 ■■■■
		所有権を移転する者		住所	■■■■市字■■■■■■番地
				氏名	■■■■
所有権を移転する土地					所有権の移転 の内容
所在	地番	現況地目	面積(m ²)	所有権の 登記の有無	利用目的
苫小牧市 字樽前	96番18	畑	1,783	有	畑 農業用施設
	316番	宅地・山林原野・用悪水	22,998		
	317番	路・畑	2,747		
	318番	山林原野・用悪水路	17,497		
	320番3	畑	763		
	325番	畑	7,603		
	366番37	山林原野 畑	258 (計 53,649)		
所有権の移転の内容					利用権設定等促進事 業の実施により成立 する利用権の設定等 に係る当事者間の法 律関係
所有権の 移転の時期	対価(円)	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し の時期	
令和6年 5月21日	■■■■■■■■■■円 (■■■■■■■■円/10a)	■■■■氏のお座 に振込	令和6年 5月21日	令和6年 5月21日	
					売買

所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称			設立年月日		農作業従事日数		
合同会社 ■■■■■■ 代表社員 ■■■■			令和■年■■月■■日		—		
移転を受ける土地の面積(m ²)			現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目		
農地	27,242		農地		レタス・トマト		
その他	26,407						
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況				主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の 者)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量
男 2人	農業専従者		—	—	—	ビニールハウス トラック 他農機具 (所有予定)	1棟 1台 一式
	農業 補助者	主として 農業に従事する者					
女 人		従として 農業に従事する者	人 (人)				

※調査書は別紙1-1

審議結果	原案可決
------	------

その他

- (1) 第11回農業委員会総会の開催について
5月27日(月)からの開催予定
- (2) その他
令和6年度最適化活動の目標の設定等について

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 株式会社 ■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市字■■■■■■■■■

記載年月日		令和6年3月18日	年 月 日	年 月 日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	1.25			
	採草放牧地				
法人形態		株式会社			
要件の適否		<input checked="" type="radio"/> 適・否	適・否	適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	玉ネギ			
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		<input checked="" type="radio"/> 適・否	適・否	適・否	
構 成 員 数	総 数		2人(200)	人()	人()
	農地提供者 ①		人()	人()	人()
	農業常時従事者 ②		1人(102)	人()	人()
	農作業委託者 ③				
	農地中間管理機構 ④				
	市町村・農業協同組合等 ⑤				
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥				
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①～⑥以外の者 ⑦		1人(98)			
要件の適否		<input checked="" type="radio"/> 適・否	適・否	適・否	
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		1人	人	人
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧		1人	人	人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨		1人	人	人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		<input checked="" type="radio"/> 適・否	適・否	適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備 考		R5年5月より農地所有適 格法人			

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市字■■■■■■■

記載年月日		令和4年4月1日	令和5年3月29日	令和6年3月26日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	67(苜46)	67(苜46)	67(苜46)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	生乳・乳牛	生乳・乳牛	生乳・乳牛	
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総 数		5人(500)	5人(500)	5人(500)
	農地提供者	①	1人(20)	1人(20)	1人(20)
	農業常時従事者	②	4人(480)	4人(480)	4人(480)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①~⑥以外の者	⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		2人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備 考					

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■市■■■丁目■番地■

記載年月日		令和4年3月28日	令和5年3月27日	令和5年3月29日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	117.7(苜26.3)	97.8(苜26.3)	98.5(苜26.3)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	てん菜・小麦・大豆 ・トマト・デントコーン	てん菜・小麦・大豆 ・トマト・デントコーン	てん菜・小麦・大豆 ・トマト・デントコーン	
	関連事業等名	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	
	その他事業名				
売上高 (円)	農業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	その他事業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		6人(60)	6人(60)	6人(60)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	5人(54)	5人(54)	4人(48)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
	①～⑥以外の者	⑦	1人(6)	1人(6)	2人(12)
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数		2人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正 状況等を記載する)					
備考					

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: ■■■■■株式会社

主たる事務所の所在地: ■■■市■■町■■丁目■■番■■号

記載年月日		令和4年1月31日	令和5年2月13日	令和5年3月29日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	56.0	56.0	56.0	
	採草放牧地				
法人形態		株式会社	株式会社	株式会社	
要件の適否		○・否	○・否	○・否	
事業 の 種類	農畜産物名	秋小麦・ビート・大豆・馬鈴薯	秋小麦・ビート・大豆・馬鈴薯	秋小麦・ビート・大豆・馬鈴薯	
	関連事業等名	農業機械の実習教育	農業機械の実習教育	農業機械の実習教育	
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○・否	○・否	○・否	
構 成 員 数	総 数		3人(100)	3人(100)	3人(100)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	2人(75)	2人(75)	2人(75)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
	①～⑥以外の者	⑦	1人(25)	1人(25)	1人(25)
要件の適否		○・否	○・否	○・否	
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		3人	3人	3人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○・否	○・否	○・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備 考					

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称: 有限会社 ■■■■■■■■■■

主たる事務所の所在地: ■■■郡■■■町■■■■■■■■■■番地

記載年月日		令和4年4月8日	令和5年4月11日	令和6年4月12日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	662(苜100.4)	662(苜100.4)	660.4(苜98.8)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の種類	農畜産物名	軽種馬	軽種馬	軽種馬	
	関連事業等名				
	その他事業名	損害保険代理店他	損害保険代理店他	損害保険代理店他	
売上高 (円)	農業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	その他事業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		17人(600)	17人(600)	17人(600)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	4人(430)	4人(430)	4人(430)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①~⑥以外の者	⑦	13(170)	13(170)	13(170)	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数		2人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備考		○代表者交代 R3年8月■■■■氏か ら■■■■氏に交代			

農地法第3条調査書

第25期第10回農業委員会 議案第3号

(使用貸借権設定)

譲受(借)人：■■ ■■	譲渡(貸)人：■■ ■■	作成者：■■ ■■
	判断の理由	不許可に該当
第2項第1号 (全部効率利用)	<ul style="list-style-type: none"> 借人は、貸人である■■■で令和3年より就農し、令和5年からは、個人事業主として営農している実績があり、今後の営農計画からみても、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。 	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	<ul style="list-style-type: none"> 借人は個人である。 	しない
第2項第3号 (信託)	<ul style="list-style-type: none"> 信託ではないので適用なし。 	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	<ul style="list-style-type: none"> 借人は、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。 	しない
第2項第5号 (転貸禁止)	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請に係る農地は貸人の所有地であり転貸には当たらない。 	しない
第2項第6号 (地域調和)	<ul style="list-style-type: none"> 申請地は、以前より営農している地域であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に変更は生じないものと考えられる。 	しない

農地法第4条・第5条調査書

第25期 第10回農業委員会 議案第4号

申請者 (4条)	譲受 (借) 人 (5条)	譲渡 (貸) 人 (5条)	作成者
	■■■■ (株)	■■ ■■ 外2名	■■ ■■

1 立地基準

(1) 農地区分の半断

判 断 項 目	該 当
【農用地区域内農地】	
農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地	✓
【甲種農地】 (市街化調整区域内にある農地で特に良好な営農条件を備えている農地)	
おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、高性能農業機械による営農に適するものと認められる農地	—
農業公共投資後8年以内の農地	—
【第1種農地】 (良好な営農条件を備えている農地)	
おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地	—
土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地	—
近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地	—
【第2種農地】 (市街地化が見込まれる区域内にある農地)	
鉄道の駅、市町村役場等からおおむね500m (区域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える場合は、その割合が40%となるまで1kmを限度に延長可) 以内の区域内の農地	—
農業公共投資の対象となっていない小集団 (おおむね10ha未満) の生産性が低い農地など	—
【第3種農地】 (市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地)	
水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受でき、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設等の公共公益的施設が存在している (住宅等の施設を誘引することが期待できるものに限る。)	—
申請地からおおむね300m以内に鉄道の駅、インターチェンジ、役場等が存在している	—
住宅、事務所等ほか公共公益的施設が連たんしている	—
街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている	—
都市計画法に規定する用途地域が定められている	—
土地区画整理法に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域	—

(2) 上記により判断した理由

(判断理由の根拠となった図面・資料等から確認)

申請地については、市街地から南西約5kmに位置する農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた区域内にある農地であり、農地法第5条第2項第1号イに該当する「農用地区域内農地」と判断する。

(3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由

(特に第2種農地については、非農地や第3種農地に立地困難とした理由を含めて検討が必要)

- 令第18条第1項第1号のイ
事業 (許可後1年間) 実施後、優良農地に還元される一時転用事業。
- 令第18条第1項第1号のロ
令和6年4月9日付け苦農第29号により、市農業振興地域整備計画の達成上支障が無い旨、意見付きで回答有り。

各号全て該当することから、許可対象としてやむを得ない。

2 一般基準

(1) 事業実施の確実性

確認項目	可否	備考
資力及び信用があると認められる	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意等を得ている（賃借権、抵当権、仮登記権など）	—	
申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがある	—	
行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込みがある	可	
法令（条例を含む）により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況	可	砂利採取法第16条に基づく採取許可申請中
申請地と一体的に事業に供する土地（非農地）の利用の見込みがある	—	
申請面積が事業の目的からみて適正であると認められる	可	
転用目的が土地の造成のみでない (宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性)	—	

(2) 被害防除措置の妥当性

確認項目	可否	備考
土砂の流出又は崩壊等災害の発生させるおそれがない	可	
農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない	—	
集団的に存在する農地を蚕食又は分断するおそれがない	—	
周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがない	—	
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない	—	

※ 必ず申請書に記載させ、妥当性の検討を行うこと。

(3) 一時転用

確認項目	可否	備考
事業終了後に確実に農地の復元がされること	可	
設定する権利が賃借権または使用貸借権であること	可	

(4) 市町村農業振興地域整備計画の変更手続き（該当する場合）

確認項目	決定(予定)公告日	備考
農振法の「市町村農業振興地域整備計画」の変更手続きの状況		
1ha以下の農業用施設を建設する場合の軽微な変更手続きの状況		

3 添付書類

(1) 必須の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
法人の登記事項証明書 (法人の場合)	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	✓
定款又は寄付行為の写し (法人の場合)		✓
土地の登記事項証明書	全部事項証明書の原本 (要約書は不可) <u>転用面積は原則土地登記簿の地積による</u>	✓
地番図	公図 (地籍図) 等	✓
位置図及び付近の状況を表示する図面 (周囲を含めた現況地目図)	最新の図面であること 必要に応じ色塗り <u>「農地区分」が明確に判断できるもの</u>	✓
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500~1/2,000程度	—
これらの施設を使用するために必要な道路、用排水施設等の施設を表示した図面		—
資力及び信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等 必要に応じ過去の事業実績が確認できる書類	✓
所有権者、地上権者等の同意書	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書 地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書 賃貸借の場合は農地法第18条関係書面	—
他法令の許認可等の書面	都市計画法、森林法、砂利採取法等に係る関係書面の写し等	—
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	—
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	—

(2) その他の添付書類

書 類 等	備 考	チェック欄
実測図等（一筆の一部を転用の場合）	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	✓
転用行為の妨げとなる権利者の同意書等	抵当権者等の同意書等	—
事業計画書		✓
転用面積の算定根拠		✓
被害防除計画		—
工事工程表		✓
土地利用計画図		—
造成計画図（平面図、縦横断面図）		—
取水・排水（雨水）等関係図面		—
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書等の写し、関係機関等との協議経過書類	✓
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	—
真正な権利者の証明 （戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、印鑑証明又は同意書等）	相続未登記の場合	—
農地復元の関係書類 （砂利採取法等認可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面（土量計算等）、関係図面（縦横断面図等）など）	一時転用の場合	✓
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地区域内の一時転用の場合で、農振整備計画への支障がないことを確認	—
写真	現況写真、航空写真	✓
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	✓

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 10 回農業委員会総会 議案第 5 号-1

(利用権の設定：所有権移転)

譲受人：■■ ■■■■	譲渡人：■■ ■■■	作成者：■■ ■■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 譲受人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 譲受人は、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 譲受人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 10 回農業委員会総会 議案第 5 号－2

(利用権の設定：所有権移転)

譲受人： 合同会社 ■■■■■■■■■■ 代表社員 ■■ ■■	譲渡人： ■■ ■	作成者： ■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 譲受人は、農地所有適格法人である。	適応なし
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 譲受人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 譲受人は、農地所有適格法人であり、■市と■■■する■■町で長く畜産業を営んでおり、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 譲受人は、農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。	しない
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意がある。	適応なし

※参考 農地所有適格法人要件（農地法第 2 条 3 項）

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人（合同会社）である。	適
事業要件	主たる事業が農業である。（定款）	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人 2 名である。	適
役員要件	役員 2 名のうち 2 名が構成員であり、常時農業に従事（年間 150 日以上）すると認められる。	適

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 25 期第 10 回農業委員会総会 議案第 5 号－3

(利用権の設定：所有権移転)

譲受人：■■ ■	譲渡人：■■ ■■■	作成者：■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可 に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 譲受人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 譲受人は、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 譲受人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 4 号 (権利を有しない者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条 調査書

第 2 5 期第 1 0 回農業委員会総会 議案第 5 号－ 4

(利用権の設定：所有権移転)

譲受人： 合同会社 ■■■■■■ 代表社員 ■ ■■	譲渡人： ■■ ■■	作成者： ■■ ■■
法 1 8 条の条項	判断の理由	不許可に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・ 譲受人は、農地所有適格法人である。	しない
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)	・ 譲受人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・ 譲受人は、農地所有適格法人であり、営農計画書から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると認められる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・ 譲受人は、農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。	しない
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・ 第 2 項第 6 号に規定する者でない。	適応なし
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

※参考 農地所有適格法人要件（農地法第 2 条 3 項）

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人（合同会社）である。	適
事業要件	主たる事業が農業である。（定款）	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人 1 名である。	適
役員要件	役員 1 名のうち 1 名が構成員であり、常時農業に従事（年間 1 5 0 日以上）すると認められる。	適